

無電柱化推進に向けた道路法第37条の指定について

区では、災害が発生した場合における被害の拡大を防止し、安全で安心なまちの実現に寄与するため、区道の無電柱化を推進している。今回、無電柱化の更なる推進を図るため、道路法第37条の規定に基づき、新たな電柱の設置を禁止するなど道路の占用を禁止又は制限する区域を指定したので報告する。

1 指定する道路

(1) 指定路線

- ア 中野区特別区道14-940（弥生町三丁目周辺地区避難道路1号）
- イ 中野区特別区道14-960の一部
（裏面「位置図」参照）

(2) 指定区域

- ア 弥生町三丁目60番地先～43番地先
- イ 弥生町三丁目42番地先～43番地先

(3) 指定延長

- ア 154.00m
- イ 11.40m

2 施行日

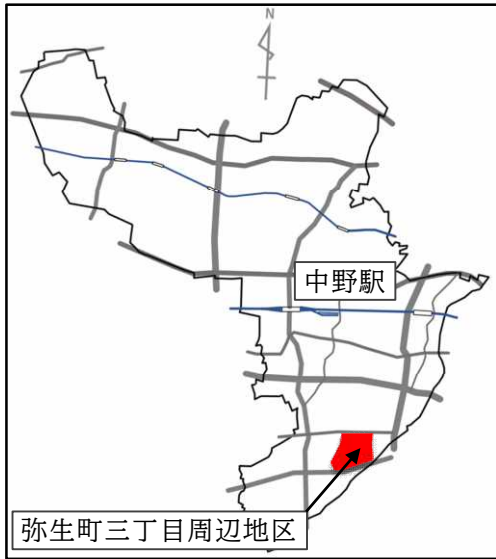
令和4年12月15日

3 今後の予定

今後は、緊急輸送道路、無電柱化済みの路線における指定に向け、警視庁との協議や関係する占用企業者から意見聴取を行っており、年度内の施行を予定している。

位置図

中野区全体図



弥生町三丁目周辺地区

